

令和元年(行コ)第143号損害賠償請求事件(住民訴訟)

控訴人 国分寺市長 XXXXXXXX

被控訴人 XXXXXXXX外1名

参加人 XXXXXXXX

令和元年7月11日

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

8

被控訴人 (一審原告) XXXXXXXX
同 XXXXXXXX

控訴答弁書

16 第1 控訴状に対する答弁

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する答弁

被控訴人の主張に反する主張はすべて争う。

24 第3 被控訴人の反論

1 控訴人は原審の判断を独自の論理に基づいて誤りとし、原審判決の取り消し、ないしは差戻しを求めている。

その一方で控訴人はこれまでの原審において、星野前市長が行なった執行が適法であったとする立証を一切していない。

これは控訴人の意図と裏腹に、本件和解金の支払いについて国分寺市は星野前市長に対し求償権を有し、これを行使しないことは自治体の財産管理において違法と認めることが可能かつ容易であったにもかかわらず、控訴人があえてこれを怠ってきたことを自認する結果となっている。

以下、控訴人が控訴理由書で主張している点につき事実を列記する。
なお、本答弁での主要な語句は原判決に準じる。

- 8 (1) 住民監査請求について(控訴理由書 2p.第1の1)
- a. 国分寺市は本件監査請求について特定の当該行為を認識したから本件監査結果を出しているのであり適法に措置しており、原審住民訴訟の前置条件は満たされている。(※ 甲10号証)
 - b. 原審は本件監査結果が失当であったため提起された住民訴訟である。
- (2) >「原判決の事実認定は経験則に反する憶測」(同 4p.第2の2)
- a. 星野前市長は「浜友観光の出店阻止をする目的で本件図書館の設置を利用する」という、本件市長案を立案した。
 - b. 星野はこれを市長提案するために教育委員会に早急の審議を依頼したが継続審議とされてしまい、本件市長案の提起が出来なくなった。
 - c. このため庁内会議で打開策を検討したところ、本件市長案と同じものを議員提案させ、可決成立させて本件図書館を設置することを発案した。
 - d. 当該庁内会議の発案を星野が承認したことにより、市長部局から議会へ働きかけが開始され、市長部局は本件冊子ならびに法律相談記録を資料化し配布するなどの活動を行なった。(※ 「UFJ銀行の活用の充実について」:乙7の2号証, 「バザールK跡地問題に関する法律相談について」:甲17号証)
 - e. 両資料には星野の目的である『出店阻止』との言葉が明記されている。
- 16
- 24

f. 市長部局は議員提案させるために議会に働きかけ、本件改正案の提案文原案を作成して渡していたため、当該代表者会議が開催される前に議員らは当該案文を予め読んでおくことができた。

g. 市長部局は「営業妨害による損害賠償を訴えられたとしても市は負けない」との議会答弁をし、『法律相談』の記録を改ざんして配布し、議会に星野の執行とその結果についての適法性を請け合っていた。

8 h. 星野は、出店阻止という自分の政策判断について、議会で「御理解と御支援をお願いします」との要請をした。

i. 議会は星野の要請に応じることとし、本件市長案と同じ内容の議員提案をして本件条例改正は可決成立した。

(3) >「どの議員、誰に働きかけたか不明である」(同 5p.第2の3)

a. 議員らのあいだでは、本件市長案と同じ内容の本件改正案を全会一致で可決成立させることになるとの合意が予めされていた。

16 b. そのうえで議員を代表する意思決定のための会議として当該代表者会議が開催され、提案すること自体の検討はなく、即座に本件改正案の提案文について協議される場となった。

c. 議員全員の賛成となるため、全員連名の提案とするか検討された。

d. 全員での連名提案は可能との結論だったが、議事形式に疑問を唱える議員を刺激しないよう配慮し、提案者は各会派の代表者7名とした。

e. 会議開催の前後で議員全員に及ぶ何らかの示し合わせがされていたとしかできず、市長部局から議会へ働きかけがあったことが認められる。

(※ 代表者会議議事録:甲 19 号証, 原審原告第 5 準備書面)

24

(4) >「議員らは独自・自発的に本件改正案に賛成」(同 9p.第3の3)

a. 議員らは代表者会議を開催する前から「議員全員一致の可決」との認識でいた。

b. 予め『全会派一致での可決』との合意がされていたことは、「本件改正案への賛成が議会総体としての判断であった」とする以外にない。

c. 『議員の全員一致での可決』でなければならなかったのは、星野前市長の働きかけに応じるのは議会全体としてであるからで、そのため代表者会議で個別の政治主張が出されても提案文に盛り込むことは控えられた。

d. 「議会は被告にならないということなので」としながらも、議会には違法性の認識があったため、「本件改正案は『出店阻止(=開発)』とは関係がないような文言とする」ことで一致した。

e. 議員らに本件条例改正への積極的意思はなく、そのため「議会では以前から本件図書館設置についての議論があったことにしよう」などとし、アリバイを作ることを気にした。

f. 星野前市長が予算付けを確約することが必須であるとし、本件市長案を可決する『前提条件』とされた。

g. 議員らには「(出店阻止という実体行為は)星野がやること」との共通の認識があった。

(※ 代表者会議議事録:甲 19 号証, 原審原告第 5 準備書面)

(5) > 「図書館は求められ市民に利用された」(同 11p.第 4 の 2)

a. 当該教育委員会の発言は、継続審議中の状態を無視され事後的に本予算付けをすることになった教育委員会の苦渋の『追認』であった。

b. 本件隣接建物に本件図書館を設置する必然性も緊急性もなかった。

c. 本件図書館の市民の利用状況や図書館としての実態があったと示せたとしても、個人の自由な営業を妨害する目的で本件図書館の設置に係る本件規制を利用したことは正当化されない。

(6) 星野前市長の「最終政策判断」の意味について(同 13p.第 5 の 2)

- a. 教育委員会の継続審議により市長提案ができなくなったため、本件図書館を設置して浜友観光の出店を阻止するために、本件市長案と同じものを議員提案させて本件改正案を可決成立するよう議会に求めること。
- b. そのための働きかけを議会に対して行なうこと。
- c. 本件改正案の議会提案前にも、実施のための補正予算案を議会に確約することで条例の可決がされるようにし、本件条例改正が成立すればただちに補正予算案を執行して自らが本件図書館を設置すること。

8

(7) >「星野前市長からの働きかけはなかった」(同 16p.第5の4)

- a. 議員提案原文は提案議員が作成したものではなく、代表者会議開催前に「たたき台として」市長部局の樋口政策部長が作成したものである。
- b. 代表者会議で検討されて指示された文言の修正作業も樋口政策部長が行なった。

c. 星野前市長は代表者会議の趣旨と協議されている議員提案の内容を知っていたから、星野は当該会議に呼ばれると中身を聞かずに直ちに予算付けを確約した。

16

d. 樋口政策部長は議員提案文の修正作業をする際、出店阻止に通じりような文言を盛り込んでしまい、本会議当日の議員提案文は代表者会議で決定した指示に反したものとなった。(※ 本会議条例可決当日:乙12号証)

e. 本件改正案は星野からの働きかけによるものであったから、議員らは教育委員会の継続審議中の状態を無視でき、本会議で意見表明もされなかった。

24

f. 本件条例改正となる本会議当日、提案議員の横田議員が本件図書館の内容を把握していないことは分かっていたため、質問にあたった議員は市長部局を指名して本会議で答弁させた。

g. 星野前市長ら市長部局が議会に本件市長案の提案を働きかけてきたので、星野と日常的に対立していた議会が専決処分を懸念するなどした

結果、打算的な判断から議員提案と可決に応じることとなった。議会との取引や謀議の証拠はない。

h. 本件改正案の可決後、星野は議会に成立について謝辞を述べた。

(8) >「出店阻止には理由があった」(同 26p.第7の9の(2)のウ)

8 a. (星野前市長は、)「1.(本件再開発事業ビルの)設計をやり直したくなかった。2.(権利者の利害)調整をしたくなかった。3.(調整に)時間はかけたくなかった。4.(計画の変更は)不可能だと思ったからやりたくなかった。5.(本件再開発事業ビルの保留床の)価値の下落を(コンサルへの相談等もせずに)予想した。6.事業計画の延伸をしたくなかった。7.補償費などが増大すると見込んだ。」、、、これらはまるで理由にならず、控訴人を通じて星野前市長は求められる行政施策に取り組むことを拒絶していたと自白したものに等しい。

b. 星野は本件図書館の設置を利用して出店阻止をすることしかしようとしなかった。

16 c. 星野前市長は浜友観光と交渉や折衝を一切行なわなかった。

d. 本件図書館は「市民の声を受けた」ものではなかったため、星野も議会も本件和解金の支払いについて市民への説明の必要を感じず、市民説明会はもとより市報での説明も行なわなかった。

e.後に起きた『リーマンショック』の影響で国分寺駅北口再開発事業計画は白紙になり、本件再開発事業は全く異なるものに変更された。

2 控訴人の主張の不合理性

24 控訴人は本控訴理由書で原判決の判断が誤りであると批判している。しかしその立論は論理が混乱し、主張の論理自体が破綻していると言わざるを得ない。以下、これについて念のため反論する。

(1) 控訴人の「原審の事実認定は誤りである」との主張について

原審調書に記録されている通り、控訴人は原審終結日に「反論しない」として、十分な証拠が提出され主張を尽くして事実認定がされたものであり、本控訴理由書で控訴人が同じ主張を繰り返すことの意味は不明である。新たな事実証拠らしきものもなく、このような主張は『時機に遅れた攻撃防御方法』に当たると言わざるを得ない。

8 よって被控訴人は、原審で既に立証したことは繰り返さないようにするものの、事実認定について特に以下の点について指摘する。なぜなら、原判決の事実認定が誤りであるとの控訴人の主張は、議論を矮小化したり発言を相前後させて星野前市長に都合がよいように組み立てているに過ぎず、その手法は詭弁的でさえあるからである。

特に、代表者会議を素直に読み下せば、星野前市長から議会に対して本件市長案を議員提案で提起して可決するよう働きかけがあったから会議開催前から全員一致での可決と決められていたとするしかない。当該代表者会議は提案文の協議になっている。

16 議会としては、星野前市長はあくまで本件違法行為を完遂しようとしているように見え、本件図書館を専決処分で設置しかねず、要請に応じて議員提案と可決をする方が議会が無視されるよりマシだと判断したに過ぎない。(※ 原審原告第5準備書面)

24 この意味で、当該代表者会議の土壇場まで星野が予算付けするか確認しようとしたことは、「星野にハシゴ外しをされ議会に責任が押し付けられないよう警戒していたから」と読むしかない。議会からすれば星野が予め予算付けを確約し本件についての責任が明確になっているかどうか、議員提案と可決という星野の要請に応じる前提条件だったからである。

当該議事録の慎重かつ周到なやり取りを見れば、星野から議会への働きかけの影響と、これに応じた議員らの判断が上記のようなものであったことは容易に伺い知ることができる。(※ 代表者会議録:甲19号証)

つまり、星野前市長と市長部局によって議会への働きかけが様々な形で行なわれたことは代表者会議議事録をみても明らかであり、樋口ブログは唯一無二の証拠でもない。

8 なお、樋口ブログ冒頭の記述では、市長選立候補の際には樋口氏は当該記事を一時インターネットから読めない状態にしていた。よって控訴人の言う、「樋口ブログは自身の市長選立候補のために誇張されていたはずだから信用できない」との主張は破綻しており、しかも「誇張した」として
8 いるからには、控訴人は樋口ブログで記述されている事実経過のあらましについては認めていることになる。(※ 樋口ブログ:甲 18 号証)

(2) 控訴人が怠る本件求償権の追求について

ア. 「故意または重大な過失」

16 原判決は、行政の長である星野前市長が本件違法行為を行ったことの故意と重過失による本件求償権を認め、星野が毀損した国分寺市の財産は回復されねばならず、市が本件求償権を行使しないままでは
16 「市の財産管理を怠る違法がある」とする判決である。

本件ほど明白な意思を持った星野前市長の違法な執行と、かかる市長の違法行為の結果によって市が本件和解で賠償金を支払ったという事件は類がなく、その経緯をみるだけでも星野前市長への本件求償権の成立は足り、『故意または重大な過失』があったとできる。

24 星野が本件違法行為を行ったことには議論の余地がなく、浜友観光らのみを標的にして出店できないようにし、憲法で保障されている営業の自由と財産権を不法に侵害したことは国家賠償法 1 条 1 項の適法上の違法な行為に当たる。

星野前市長が出店阻止を目的として本件図書館を設置し、係る風営法の本件規制を利用したことは公権力の違法な行使濫用であり、星野はこれによる本件和解で損害賠償金の支払いを国分寺市に代位させて市に「極めて高額」の損害を与え続けている。

また言うまでもなく、本件和解金の支払いは確定判決と同等である。

イ. 本件求償権の対象

本件求償の法的正当性のため、「国分寺市は誰に代位して本件違法行為による本件和解金を支払ったか」をみるならば、法の定める行政執行の権限を有する者は唯一星野前市長であり、他にない。

8 たとえ控訴人が言うように「議員らが独自に判断して本件改正案を提案して可決成立させた」などとしても、議会には執行権限はなく、星野の意思と執行なくして本件図書館を本件隣接建物に設置し、かかる風営法の趣旨を目的外に利用して個人の営業権を侵害するという本件違法行為の実体的な完遂はできない。

また、控訴人は原判決を取り消すよう求めながら、星野前市長以外に誰が本件違法行為を行なったかの究明をしようとはせず、その追求を放棄していると言わざるを得ない。

16 ウ. 本件求償権成立を補強する動機

国分寺市が本件和解の賠償金を支払った事実について、星野前市長がいかなる動機から出店阻止への強い意思を持ち、どのような背景から議会が星野の働きかけに応じたか原審原告が推論し解明し得たことは、星野への本件求償権の成立を動かしがたく補強する。(※ 原審原告第8準備書面)

24 まず、本件再開発事業の中心にあった当該地権者島田商事と星野との地縁関係は、本件違法行為における星野の動機となる背景を推認させる。

その地縁が薄くなった頃の星野前市長による島田商事への差し押さえ、それからの長年にわたる無策と放置、本件建物にパチンコ店が出店することを知って驚いた議会の星野への追求、対する星野の島田商事への非難感情、出店阻止という唐突で一方的な意思表示、本件市長案を議員提

案させることの働きかけ、星野が専決処分することへの議会の警戒、議会の打算的判断による本件改正案可決へと続く。そして星野は本件違法行為を実体的に完遂させることとなる本件隣接建物への本件図書館の設置を執行した。

8 すなわち本件事件は、縁のあった地権者島田商事が浜友観光との契約で財産を取り戻し持ち直したことを星野が受け容れられず、ましてやパチンコ屋がテナントとなったことで顔を潰されたと感じたという類の、それも代々開発事業に協力的であったという地縁の一族に対する星野の逆恨みとも言うべき、個人的動機による営業妨害事件である。(※ 原審原告第8準備書面の第二項)

エ. 増強証拠、「議会への働きかけ」

以下の『記録資料の改ざん』の解明は原審審理終盤での立証となったため、被控訴人はここに念のため述べる。

16 すなわち、議会に配布された当該記録には質問側の記録に改ざんが認められることである。(※ 「バザール K 跡地問題に関する法律相談について」:甲 17 号証)

原判決でもこの立証は判断に取り入れられており、鈴木助役が星野前市長の意向を受けて市長部局から議会へ働きかけを行なった主要な役割を果たしていた事実が認定されている。

24 被控訴人は原審裁判長の訴訟指揮により当時の回答弁護士に尋問することを留保しているが、当該法律相談記録の回答内容と質問内容に齟齬があることや、記録の時間軸を照らし合わせればそれに及ばずとも明らかである。(※ 原審原告第7準備書面 P16 後半以降から p19 前段まで)

当該資料は、市長部局の検討に際して行なわれた法律相談が順次記録されたものであったが、市長部局によって三回目の質問側の内容が改ざんされ正反対の法的意見を得たように擬装された。これにより時間的に順を追った記録でありながら、この資料をして複数の法曹関係者に一時に意見聴取を行なったという印象さえ受ける。

8 これをして市長部局の鈴木助役は議会で「(損害賠償を)訴えられても市は負けることはないということです」などと答弁し、市長部局から本資料が議員らに配布されたことは、星野が行なう執行の結果にあたかも訴訟リスクがないかのように市長部局が議会に請け合ってみせたということであり、星野前市長とその指示を受けた市長部局が強い意思をもって議会に働きかけていたことを基礎づけることに他ならない。

つまりこの記録資料の改ざんは、その他の証拠や立論も含め、星野前市長が「議会に働きかけて本件条例改正を成立させた」ことを立証する有力な証拠のひとつとなるものである。

16 (3) 控訴人の判例引用の誤り

ア. 「損益相殺ができる」という仮説について

被控訴人は控訴人の損益通算の議論に与するものではないが、控訴人の立論は論理破綻が甚だしく、これにあえて言及してきたに過ぎない。控訴人の仮説を取り沙汰しなかった原審の判断は妥当である。

24 控訴人が本控訴理由書で示している判例はいずれも内部の財務会計的な収支であって、本件との類似性はない。判例は原判決のように自治体外部の個人に対して財産権の侵害を行った違法行為の賠償が問われたものではないし、不確定な費用の想定を認めたような判例でもない。判例はどれも、行政内部で確定できた費用について相殺が認定された事件である。

次に言えるのは、判例のケースはどれも自治体のバランスシートには影響がないことである。これに対して本件の場合は、4億5千万円もの国分寺市の財産が実際に失われており、バランスシートに影響を与える財産毀損の歴然とした事実である。

8 控訴人が想定した費用なるものは確定的なものではなく、引用した判例の事件とは違って相手がいることであり、控訴人の立論には理屈がない。控訴人が、外部の事業者の選択と判断に依拠する事象を勝手に想定し、『利得』などと算定を導出していることに根拠は認められない。控訴人は他に起こり得ること一切を無視して星野の本件違法行為による損害が「相殺できる」などとしており、その仮説設定の方法自体が誤りである。

16 そもそも星野前市長は、出店阻止を唯一の目的としていて、本件図書館設置を利用する前にも後にもパチンコ店出店を計画していた浜友観光と一度も面談をしていない。しかし、面談することで『折衝』ないし『交渉』の余地があったことは、星野自身がこの言葉を使って議会答弁した事実からしても明らかである。このような認識があったにも拘わらず、個人的な動機から出店阻止をすることに拘っていたので、星野前市長は一度の交渉も折衝もすることはなかった。

24 さらに、浜友観光は前件第一審判決までの答弁で「一部の権利を放棄してもよいと市に申し入れていた」としていて、控訴人が言う損益通算の皮算用も、「(浜友観光が)入居することは確実だった」という前提さえ実は確かではない。星野前市長が業態転換を交渉できたことはあり得たとも言え、事実、浜友観光は出店を妨害されるとドラッグストアと携帯会社に又貸ししている。

また、控訴人の損益の通算には浜友観光らが支払う法人住民税も含まれていないし、商業床増による雇用創出や出店の経済効果も含まれてい

ない。ましてや他のテナントが入居した場合に市が支払う補償金や休業補償費の比較想定もなく、控訴人の仮説は恣意的で論理性がない。

その上、この損益通算の仮説は本件違法行為の賠償をさせられてから「事後的に」損益相殺を通算しようとの論理に他ならず、本末転倒である。

よって、上記のように控訴人の主張は、架空の利得を作り上げ、現実を支払った損害賠償金を勝手に「損益が相殺できる」などとしているだけで、
8 法理論として成立する仮説とは到底言えない。

イ. 「市の財産管理を怠る事実」について

控訴人は原審で引用した判例を意識し、「市は容易に証拠が得られないから財産管理を怠る事実には当たらない」としているが、これは当該の最高裁判例を歪めて解釈するものである。

原審から控訴人は、最高裁判例(平成20(行ヒ)97)を引用しているが、当該の判例は、住民訴訟においては市の方が住民よりも当事者であるとして、容易に証拠が得られる立場はむしろ市側にあると認定されたもので、
16 「(尼崎)市が『容易に証拠が得られない』との理由で求償権を否定したり、市の財産管理を怠っていないとする根拠にはできない」として差戻した判決である。(※ 原審原告第6準備書面P.33)

よって本判例に従うなら、本控訴人においても同様に、当時の国分寺市におけるたび重なる星野前市長の政策判断の誤りや異例なほどの懲戒による減棒処分が多さ、専決処分の多さなどから、議会と星野との対立関係の性質について市は住民以上に知る立場にあるのであり、それにも拘
24 わらず控訴人がこれらの背景を無視して星野が議会へ働きかけ市長案を成立させた事実と動機を否定し、星野前市長への本件求償権がないとするなら、求償権がない証拠を積極的に示すべき義務は市にある。

市が損害賠償を請求されてその支払いに至り、市の財産が原因なしに毀損されるということはないのだから、控訴人が独自の論理で本件求償権を否定して星野前市長に請求しないでいることは違法である。

(4) まとめ

以上のとおり、控訴人の主張は極めて恣意的で到底合理性はない。

- 8 大きく分ければ控訴人は本控訴理由書で、ひとつに星野前市長から「議会への働きかけはなかった」などと主張し、これにより原審の星野前市長への『求償権の認定』を基礎付ける事実認定が誤りであると主張している。そしてもうひとつは、星野前市長への本件求償権があるとしても損益相殺の仮説により求償権は存在しないと主張している。

改めて以下に、この二つについて整理する。

ア. 「故意または重大な過失」

- 16 原審の事実認定は間違いのないものであるが、「星野前市長からの議会への働きかけがあった」ことは星野への本件求償権を成立させる『故意または重大な過失』の要件のうち、星野の故意性を構成する事実のひとつに過ぎない。

- 24 控訴人の主張のように、議会が「(星野前市長に関係なく、)独自に自発的に本件改正案を提起して全員一致で可決成立させること」は、これまで審議がされていなかったことから時間的には不可能であるが、もし仮に議会にそれができたとしても、違法性の認識がありながら実際に本件図書館を設置してオープンセレモニーを主催し、インタビューで「駅前に相応しくない事業者の出店を阻止した」と、出店阻止を誇示することで本件違法行為の認識を暴露していたのは他ならぬ星野前市長自身である。(※インタビュー記事:甲 21 号証)

つまり、星野は最初に本件図書館設置のために本件市長案を提案しようとした時から、個人の営業権を侵害することになる違法性を十分に認識しており、「議会での本件改正案可決を受けて星野前市長は自動的に本件図書館設置の執行を行っただけ」などとしても、本件和解による損害賠償金の支払いの原因となる違法性を認識しながら執行したことは、それだけでも星野には「故意と言えるほどの重大な過失があった」のである。

8 イ. 控訴人の損益相殺説に関わる求償権の誤り

控訴人の主張する損益相殺説に関わることでもあるが、控訴人は国家賠償法第1条2項に定める求償権についての理解ができていないと言わざるを得ない。

まず控訴人の理解の誤りは、星野前市長が仮に国分寺市の費用を節減できたとしても、それは星野が個人として市にもたらした『利得』とは言えないことにある。このような損益通算はできない。

16 行政の長である市長は、市のために働くことを負託された執行長であり、法に従って善管注意義務とともに慎重な執行をしなければならないが、星野が費用の節減をしても個人として成果報酬が支払われることはない。これに対し、首長がその公的責任と職務義務に違背し自治体に損害を与えた場合には、『故意または重大な過失』があれば星野個人に対する求償権が発生する。

24 国賠法1条2項の規定は、公務員は法治主義に基づき法や法令を遵守して執行するという公権力の行使に裏づけを与えるものであり、「自治体の利益が目的であったら公務員の違法行為には責任が及ばない」などという法理ではない。むしろ違法行為を行って求償権が成立すれば、それは「公務員としての行為ではない」とされると理解すべきである。

つまり、法と法令を遵守すべき首長の責任と義務から逸脱して行なった違法行為は首長としての違法行為ではなく、あくまで個人の故意または重過失として賠償責任を負うとの解釈ができる。

首長の執行は公人としてのものであり個人としてではないが、これに対して違法行為は『故意または重大な過失』によって賠償義務を個人に発生せしめる。なぜなら、「自治体の首長という権限者は違法な執行を行わない」というのが法治国家の前提に他ならないからである。

8 控訴人の主張は、「国分寺市が支払うはずだった補償金などの費用の支出を(星野個人として)防いだと想定できるから、星野個人へなされる本件求償は(「本件違法行為により発生しているとしても」)その利得で賠償金と通算相殺される。」などとするもので、まったくの誤りである。

16 なお控訴人が例示した最高裁判例はどれも「自ら予め確定できる」費用であったから相殺できると判示されたとしか読めず、控訴人が主張するような「もし執行を行なわなかったら逆にもっと費用がかかっていた」というようなコジツケの算定が認められたものではない。引用された判例は行政手続きに違法性があったことから求償の存否が問われたものと解されるが、内部的費用についてはどちらも『(公人としての)首長』であり、手続きの誤りが即座に首長としての立場を失わせしめるとまでは言えないとされたと解される。判例は本件と異なるものであり、原判決の判断に影響を与え得るものではない。

3 結語

24 被控訴人は控訴理由書で展開されている控訴人の主張をことごとく争うものではあるが、本件求償権の存在に基づく請求の正当性という論点からすれば、「市の財産管理を怠らない」という点においては控訴人と見解を一にしている。

これを実現する最も迅速な方法は、控訴人が原判決を受け入れ、原判決に従って星野信夫前市長に対し、市が毀損された国分寺市の財産である支払い済みの本件和解の賠償金支払い額とこれまでの利息分の一切をすみやかに請求することである。

8 しかしまた、求償される当事者である補助参加人は原審で一切の主張をしておらず、したがって、あえてこれを行わせないまま本控訴に及んで原審判決を取り消すよう求めていることは、求償請求をする債権者としての立場や市の財産管理をする控訴人の立場と矛盾しており、禁反言の原則にも反する不当なものというほかない。

16 このように国分寺市は支払った本件和解金について本件求償権の存在を特定しようとするれば特定できるにもかかわらず、あえて特定せずに放置しようとする控訴人の姿勢は、控訴人において本件求償権存否の論証を放棄した、とみなして、「国分寺市からの本件違法行為についての賠償請求に対して、補助参加人星野信夫氏には即座に支払いをする法的義務がある」との判決を下されることにも合理性があると被控訴人は考える。

そして、仮にかかる手法を採用されないとすれば、控訴人が市の財産管理を怠っている違法状態を放置すべきではなく、星野前市長への請求を一刻も早く行うために早急に本件を結審され、控訴人の控訴を棄却する判決を下されたい。